

3訂版 競売不動産の基礎知識

【正誤のお知らせ】

令和4年7月19日
住宅新報出版

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P141 上から6行目	しかし、 <u>会社更生法</u> の場合と同様に担保権実行の中止命令の制度がある。	しかし、 <u>民事再生法</u> の場合と同様に担保権実行の中止命令の制度がある。
P367 表 左列一番下	<u>過料</u> 契約	<u>過量</u> 契約
P308 ② a) (ア) 原則の本文1行目	未成年者とは、 <u>年齢20歳未満</u> の者のことであるが	未成年者とは、 <u>年齢18歳未満</u> の者のことであるが

1 P141 b) 担保不動産競売の場合について

会社更生法は、更生手続きの規律の中に担保権実行の中止が含まれておりますので、担保権の実行を中止する命令の制度自体は存在します（会社更生法24条1項2号）。もっとも、この文脈におきましては、「民事再生法の場合と同様に」の方が適合すると思われま

2 P308 ② a) (ア) 原則の本文について

改正前) 未成年者とは、年齢20歳未満の者のことであるが
改正後) 未成年者とは、年齢18歳未満の者のことであるが
「成年擬制」について

満20歳に満たない者が、結婚をすることにより、成年に達したものとみなすこと。民法上の制度であるが、2022年4月1日からは、民法改正によって成年年齢が18歳に引き下げられ、また、女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられるため（男性は18歳のまま）、成年擬制の規定が削除され、この制度は消滅する。よって、「4) 結婚をした場合（成年擬制）」とその後の2行を削除いたします。

お詫びして訂正させていただきます。